

公立大学法人広島市立大学の内部統制システムに関する規程

平成31年3月25日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学業務方法書第4条から第18条までの規定に基づき定めるもののほか、同業務方法書第3条第1項及び第2項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の内部統制システムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法人の内部統制システムは、業務の有効性の確保及び効率性の向上、業務に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性の確保を目的とする。

2 前項に内部統制システムの目的として定める各事項の意義は、次のとおりとする。

- (1) 業務の有効性の確保 中期目標及び中期計画に基づき業務を行いつつ、公立大学法人広島市立大学定款第1条に定める目的（以下「本学のミッション」という。）をより高い水準で果たしていくことをいう。
- (2) 業務の効率性の向上 より効率的に業務（内部統制に係るもの）を遂行していくことをいう。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守の促進 業務に関わる法令その他の規範の遵守を促進することをいう。
- (4) 資産の保全 資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下で行われるよう、法人の資産の保全を図ることをいう。
- (5) 財務報告等の信頼性の確保 社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保することをいう。

(内部統制システムの基本的要素)

第3条 法人の内部統制システムの基本的要素及びその意義等は、次のとおりとする。

- (1) 統制環境 理事長の方針、法人の組織体制、役職員の職務権限（職務を遂行するに当たっての責任と権限をいう。）その他内部統制を推進する上で基盤と

なるものをいう。

- (2) リスクの評価と対応 法人の業務の適正な実施を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。
- (3) 統制活動 法人の業務の適正な実施を確保するために定める方針及び手続をいう。
- (4) 情報と伝達 必要な情報が識別、把握及び処理され、法人の内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。
- (5) モニタリング 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。
- (6) I C Tへの対応 あらかじめ適切な方針及び手続を定め、業務の実施において法人の内外の I C Tに対し適切に対応することをいい、I C T環境への対応並びに I C Tの利用及び統制からなるものとする。

(役職員の責務)

第4条 各役職員は、法人における自らの職務とその重要性、及び本学のミッションをより高い水準で果たしていくこと等の第2条に定める内部統制システムの目的を認識し、不斷に内部統制システムの適切な整備及び運用に努めなければならない。

(内部統制システムの推進体制)

第5条 理事長は、内部統制システムの整備及び運用について、最終責任を有する。
2 理事長は、統制環境の構築その他適切な内部統制システムの整備及び運用に継続的に取り組まなければならない。
3 理事長は、内部統制システムの整備及び運用に関する重要な事項について、理事会あるいは経営協議会若しくは教育研究協議会に報告し、若しくは審議に付し、又は監事に報告し、若しくは協議するものとする。

第6条 法人に、内部統制システムを担当する役員（以下「内部統制担当役員」という。）を置き、研究・地域貢献担当理事、教育・学生支援担当理事及び法人経営担当理事をもって充てる。
2 内部統制担当役員は、所掌事務における内部統制システムの整備及び運用を掌理し、職員を指揮監督してこれを推進する。
3 内部統制担当役員は、所掌事務における内部統制システムの整備及び運用に關

し、適時、職員の意見等を聴き、及び第10条第1号の日常的モニタリングを行うものとする。

4 内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合は、直ちに必要な緊急措置を講じるとともに、理事長へ報告するものとする。

5 内部統制担当役員は、役職員の不正若しくは違法な行為又は内部統制上著しい不当事実について把握し、又は報告を受けた場合は、速やかに理事長へ報告し、その是正等のために必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

6 前2項の場合において、必要があると認められるときは、監事へ報告するものとする。

第7条 法人に、内部統制システムの整備及び運用を統括する組織を置き、理事長及び内部統制担当役員もって構成する。

2 前項の組織のほか、内部統制システムの整備及び運用の推進に関しては、運営調整会議においてこれを所掌する。

第8条 各部局の長等（各学部・研究科の長、広島平和研究所長、理事長補佐、副理事、附属施設・センターの長及び各学内委員会の委員長並びに事務局次長、事務局各室の長及び社会連携センターチーフをいう。）は、所属職員があるときはこれを指揮監督し、所掌事務における内部統制システムの整備及び運用を推進するものとする。

2 第6条第3項から第6項までの規定は、各部局の長等について、これを準用する。この場合において、「内部統制担当役員」とあるのは「各部局の長等」と、「理事長」とあるのは「内部統制担当役員」と読み替える。

第9条 第4条及び前条に定めるもののほか、職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合は、直ちに上司へ報告し、又は緊急措置を講じるものとする。

2 職員は、役職員の不正若しくは違法な行為又は内部統制上著しい不当事実について把握し、又は報告を受けた場合は、速やかに上司へ報告するものとする。

（モニタリングの実施）

第10条 モニタリングは、次の各号に掲げるものを個別に、又は組み合わせて行うものとする。

(1) 日常的モニタリング 内部統制の有効性を監視するため、業務管理や業務改善等の取組などの通常の業務に組み込んで行うものをいう。

(2) 独立的評価 内部統制の有効性を監視するため、監事監査や内部監査など、通常の業務から独立した視点で定期的又は隨時に行うものをいう。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。